

陳述書

2025 年 10 月 7 日

住所



署名



- 1 私は、不妊手術を受けられないことにより、自己決定権を侵害され、深刻な精神的被害を受けています。この陳述書では、これまでの経過を踏まえて、改めて母体保護法の規定によって私が被っている精神的な苦痛についてお話しします。
  
- 2 私は、当初提出した陳述書（甲14）にも書いたとおり、恋愛感情や性的欲求がないため、妊娠や出産を望んでおらず、また今後も望むことはありません。私にとって妊孕性があること自体が大きな苦痛であり、不妊手術によって自分の体から妊孕性をなくすことが、私のアイデンティティを全うすることのできる生き方です。しかし、母体保護法の規定によって、私にはその選択が奪われています。自分の人生に関する根本的な決定を国によって否定されていることは、自分の存在そのものを否定されているように感じます。
  
- 3 私は、妊娠そのものに強い嫌悪感と恐怖感を持っています。妊娠は、身体に大きな負担やリスクを伴います。実際、母や祖母がその負担を今も抱えている姿を見てきました。もし私が妊娠するとすれば、それは私が性暴力を受けたときに限られます。不妊手術にはそのようなリスクを避けることができるという意味合いもあります。私にとって妊娠は自身の人格が否定されるような深刻な事態であり、妊孕性を持ち続けることを強制されることに耐えがたい恐怖を感じています。
  
- 4 私は、パートナーや自分の子どもを持つことに一切関心がありません。しかし、例えば、私が自身の健康のために病院を受診したとき、医師から、検査結果を、「今から準備をしないと子どもを2人産むのは難しい」といった妊活の話に結びつけて説明されるなど、常に「妊娠する可能性のある存在」として扱われています。また、親しくない人からも結婚や出産を前提とした言

葉をかけられることがあります。生命に危険がある人や子供を産んだ経験のある人にしか不妊手術を許さないという母体保護法の規定が存在することで、こうした社会の圧力が正当化され、自分の生き方が「想定外」とされることに精神的な痛みを感じています。

- 5 私のセクシャリティは、同性愛などの場合とは異なり、パートナーができることもないので、証明することがとても難しいです。私のセクシャリティを説明しても、そのようなセクシャリティ自体が存在しないのではないかと疑いの目を向けられることもあります。しかし、もし不妊手術ができるようになれば、不妊手術をしたという事実をもって自分のセクシャリティを堂々と証明できるのではないかと考えています。
- 6 被告は、不妊手術をすると将来後悔する可能性があるとは主張していますが、私はセクシャリティ上、パートナーを持つことも、子どもを望むこともありません。むしろ妊孕性を保持したまま人生を終えることの方が、はるかに強い後悔につながると考えています。実際、私は後悔しないと確信しています。
- 7 私は今後も配偶者や事実婚のパートナーを持つことはありませんが、配偶者同意要件がある限り、不妊手術を受ける際に配偶者やパートナーの有無を必ず尋ねられることとなります。この要件が本当に必要なものであれば、配偶者やパートナーの有無を聞かれることは仕方ないのかもしれませんが、しかし、たとえ配偶者やパートナーがいる人であっても、自分の体に関する決定にその同意を求められるのは、個人の尊厳を否定するものであり、この要件自体不合理です。それにもかかわらず、この要件が存在することで、私自身も配偶者やパートナーの有無を確認されなければならず、そのこと自体を負担に感じます。私はこれまで、パートナーの有無や自分のセクシュアリティ

を説明する際、ほぼ必ず、セクハラまがいの言動や心ない言葉を投げかけられてきました。例えば、「持っているものを生かした方がいい」「経験していないだけ」などと言われ傷つくことが多々ありました。ですから、たとえ病院という場であっても、このような応答を強いられることは私にとってつらいことです。

- 8 母体保護法は、私のような存在を「想定しないもの」として不可視化しています。妊娠・出産をするか否かは極めて個人的な決定であり、国家が罰則をもってコントロールすることは許されないはずです。私は、自分のアイデンティティを全うした生き方ができることを強く望んでいます。

以 上